

## 対象とする遺伝子組換え作物について

### 1 第1回検討会における提案

試験研究機関の研究ほ場での栽培試験の考え方（抜粋）  
道内のバイオ産業の振興を図る観点から、道内の試験研究機関や企業が開発した遺伝子組換え作物の栽培試験に限定

### 2 主な意見

道内の試験研究機関や企業が開発した遺伝子組換え作物に限定しなければならない理由は何か。

非常に狭い範囲の遺伝子組換え作物しか試験栽培ができなくなるのではないか。

共同研究で実施する栽培試験などが制限されるのではないか。

共同開発など道内の試験研究機関や企業が開発した遺伝子組換え作物の基準をどのようにするのか。

都府県から北海道は身勝手という見方をされるのではないか。

考え方としては筋が通っており、理解できる面もあるのではないか。

### 3 提案の考え方

世界中から試験研究段階の遺伝子組換え作物が道内に持ち込まれ、北海道が単なる遺伝子組換え作物の栽培試験場と化すことを防止

単なる栽培試験の実施のための道内への参入ではなく、研究開発を目的に研究スタッフを伴った試験研究機関等の道内への誘致により、道内における研究者の確保や技術の集積に寄与

道外の試験研究機関等との共同研究の機会の増加を図ることにより、道内における高度で創造的な研究開発の促進に寄与

多くの道民が遺伝子組換え作物の食品に不安を抱いている状況の中、道内で開放系の栽培試験が実施されるからには、その成果が、地域経済の活性化などを促進し、道民に還元されることが必要